

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第81号）に関する確認事項

（平成23年3月27日理事会議決）

（目的）

第1条 この確認事項は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成23年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）により、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）の附則に平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための特例として1条を加える旨の改正がされたことに伴い、本会においても同様の措置をとることを目的として依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第81号。以下「規程」という。）についてとるべき暫定的な措置に関し、必要な事項を確認することを目的とする。

（規程の改正）

第2条 本会は、平成23年5月27日開催の第62回定期総会において、規程の附則に、次に掲げる2項を加える旨の改正案を提案するものとする。

(1) 次に掲げる事項を規定する1項

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する自然人又は法人であつて、規程第2条第1項に規定する方法による身元確認を行うことが困難であると認められるものがあるときは、規程第2条第1項若しくは第2項又は第6条第3項に規定する依頼者又は資産を預けようとする者（以下「依頼者等」という。）の身元確認は、規程第2条第1項に規定する方法による身元確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、自然人にあつては当該自然人からの、法人にあつては当該法人の代表者、代理人又は使用人として依頼その他の事務を行う者からの申告を受ける方法（以下「申告による身元確認方法」という。）とすることができるものとする。

イ アの場合において、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士（以下「弁護士等」という。）は、規程第2条第1項に規定する方法による身元確認を行

うことができることとなった後、遅滞なく、同項に規定する方法による身元確認を行うものとする。

(2) 弁護士等は、申告による身元確認方法を行う場合において、規程第4条第1項に規定する依頼の目的の検討又は規程第6条第1項に規定する預託の目的の検討をするに当たっては、公文書等による身元確認ができないことを踏まえ、当該依頼又は預託の理由その他の事情を十分に精査する等、当該依頼又は預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて、一層慎重な検討を行うものとする旨を規定する1項

2 前項の改正案は、前項に規定する総会において可決された場合は、直ちに施行し、平成23年3月25日から適用する旨の附則を置くものとする。

#### 附 則

この確認事項は、平成23年3月27日から施行する。